投資者の皆さまへ

Monthly Fund Report

# iFree オールカントリー（全世界株式）ESGインデックス

## 愛称：未来へつなぐオールカントリー（ミラカン）

追加型投信／内外／株式／インデックス型

信託期間　：2022年5月10日　から　無期限　　基　準　日　：　2026年9月30日

決算日　　：毎年4月10日（休業日の場合翌営業日）　　回次コード　：　3470

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

## ≪基準価額・純資産の推移≫

2026年9月30日現在

| | |
|---|---|
| 基準価額 | 22,543 円 |
| 純資産総額 | 16億円 |

### 期間別騰落率

| 期間 | ファンド | ベンチマーク |
|---|---|---|
| 1カ月間 | -3.1 % | -3.2 % |
| 3カ月間 | -0.8 % | -0.7 % |
| 6カ月間 | +17.5 % | +17.8 % |
| 1年間 | +22.4 % | +23.3 % |
| 3年間 | +83.5 % | +87.3 % |
| 5年間 | ----- | ----- |
| 10年間 | ----- | ----- |
| 設定来 | +125.4 % | +131.5 % |

※「分配金再投資基準価額」は、分配金実績があった場合に、当該分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものです。
※基準価額の計算において、運用管理費用（信託報酬）は控除しています（後述のファンドの費用をご覧ください）。
※「期間別騰落率」の各計算期間は、基準日から過去に遡った期間とし、当該ファンドの「分配金再投資基準価額」を用いた騰落率を表しています。
※当ファンドはMSCI ACWI ESG Leaders指数（税引後配当込み、円ベース）をベンチマークとしておりますが、同指数を上回る運用成果を保証するものではありません。
※グラフ上のベンチマークは、グラフの起点時の分配金再投資基準価額に基づき指数化しています。
※実際のファンドでは、課税条件によって投資者ごとの騰落率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

## ≪主要な資産の状況≫

※比率は、純資産総額に対するものです。

### 資産別構成

| 資産 | 銘柄数 | 比率 |
|---|---|---|
| 外国投資証券 | 3 | 77.4% |
| 外国投資信託 | 3 | 18.8% |
| 外国株式 先物 | 2 | 3.9% |
| コール・ローン、その他 | | 3.8% |
| 合計 | 8 | --- |

### 通貨別構成　合計100.0%

| 通貨 | 比率 |
|---|---|
| 米ドル | 96.7% |
| カナダ・ドル | 3.0% |
| ユーロ | 0.2% |
| 日本円 | 0.1% |

### 国・地域別構成　合計100.0%

| 国・地域名 | 比率 |
|---|---|
| アメリカ | 94.7% |
| カナダ | 2.8% |
| ドイツ | 2.5% |

### 株式 業種別構成　---

| 業種名 | 比率 |
|---|---|

※業種名は、原則としてS&PとMSCI Inc.が共同で作成した世界産業分類基準（GICS）によるものです。
※先物、国内外リート、外国投資証券（ETF含む）の場合は、業種名を表示していません。
※外国株式の国・地域名については、原則としてMSCI Inc.が提供するリスク所在国・地域に基づいて表示しています。

## ≪分配の推移≫

（1万口当たり、税引前）

| 決算期（年/月） | | 分配金 |
|---|---|---|
| 第1期 | (23/04) | 0円 |
| 第2期 | (24/04) | 0円 |
| 第3期 | (25/04) | 0円 |
| 第4期 | (26/04) | 0円 |

分配金合計額　　設定来：0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計欄を表示していません。

■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって投資元本が保証されているものではありません。当ファンドの取得をご希望の場合には投資信託説明書（交付目論見書）を販売会社よりお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上ご自身でご判断ください。後述の当資料のお取り扱いにおけるご注意をよくお読みください。


設定・運用：大和アセットマネジメント Daiwa Asset Management

商号等　大和アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第352号

加入協会　一般社団法人資産運用業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

組入上位10銘柄　合計100.0%

| 銘柄名 | 業種名 | 国・地域名 | 比率 |
|---|---|---|---|
| XTRACKERS MSCI USA SELECTION EQUIT (ETF) | --- | アメリカ | 61.8% |
| XTRACKERS BLOOMBERG DEV MARKETS EX (ETF) | --- | アメリカ | 11.6% |
| ISHARES ESG AWARE MSCI EAFE ETF (ETF) | --- | アメリカ | 8.2% |
| ISHARES ESG MSCI EM LEADERS ETF (ETF) | --- | アメリカ | 7.7% |
| ISHARES ESG AWARE MSCI EM ETF (ETF) | --- | アメリカ | 3.9% |
| BMO MSCI CANADA SELECTION EQUITY I (ETF) | --- | カナダ | 2.8% |
| MSCI WORLD INDEX DEC 26 | --- | ドイツ | 2.5% |
| MSCI EMER MKT INDEX (ICE) DEC 26 | --- | アメリカ | 1.4% |
| --- | --- | --- | --- |
| --- | --- | --- | --- |

※比率は、純資産総額に対するものです。
※業種名は、原則としてS&PとMSCI Inc.が共同で作成した世界産業分類基準（GICS）によるものです。
※先物、国内外リート、外国投資証券（ETF含む）の場合は、業種名を表示していません。
※外国株式の国・地域名については、原則としてMSCI Inc.が提供するリスク所在国・地域に基づいて表示しています。

## ≪「MSCI ACWI ESG Leaders指数」をベンチマークとして選定した理由≫

・当指数は、環境や社会に対する、各企業の負荷やガバナンス体制を考慮したESG総合指数であること。
・当指数の構成銘柄を決定するメソドロジーは、MSCI Inc.から公表されており、内容についても定量的なデータをもとに決定されていることから、十分な透明性があること。また、決定方法においても、ESG格付けが一定以上の銘柄のみで構成するというポジティブスクリーニングを行なっていること。
・MSCI Inc.のESG格付けの前提となる主要課題フレームワークには、当社がESG重要課題と定めている事項が多く含まれており、選定基準として適切であると判断したこと。さらに、主要課題を画一的でなく世界産業分類基準（GICS）の産業サブグループ毎に定めており、実効性が高いこと。

| 3つのピラー | 10のテーマ | 33の主要課題フレームワーク |
|---|---|---|
| 環境（E） | 気候変動 | 炭素排出、気候変動保険リスク、環境配慮融資、製品カーボンフットプリント |
| | 自然資本 | 生物多様性と土地利用、責任ある原材料調達、水資源枯渇 |
| | 汚染・廃棄物管理 | 家電廃棄物、包装材廃棄、有害物質と廃棄物管理 |
| | 環境市場機会 | クリーンテクノロジー、グリーンビルディング、再生可能エネルギー |
| 社会（S） | 人的資本 | 労働安全衛生、人的資本開発、労働マネジメント、サプライチェーンと労働管理 |
| | 製品サービスの安全 | 製品化学物質安全、安全な金融商品、プライバシー&データセキュリティ、製品安全品質、責任ある投資 |
| | ステークホルダーマネジメント | 地域との関係、紛争メタル |
| | 社会市場機会 | 金融へのアクセス、ヘルスケアへのアクセス、健康市場機会 |
| ガバナンス（G） | コーポレートガバナンス | 取締役会構成、報酬、オーナーシップと支配、会計リスク |
| | 企業行動 | 企業倫理、租税回避 |

※2026年3月末時点　（出所）MSCI Inc.

## ≪ESG指数の提供会社としてMSCI Inc.を採用した理由≫

・MSCI Inc.のESGリサーチ部門は、世界中にアナリスト・リサーチャーを抱える手厚い体制が整っており、数多くの企業の評価を行なっていること。
・ESGデータのガバナンスにおいても、利益相反を避けるために企業が格付けやその他のMSCI ESG評価を向上させる方法について、助言やコンサルティングを行なわないこと。一方、市場の透明性の観点から、公開情報のみを使用して評価していること。また、企業からのフィードバックを受け付けていること。
・MSCI Inc.は、長期にわたるインデックスの提供を始めとしたデータやリサーチ結果を提供している会社であり、株式を中心として数多くのファンド、ETFにインデックスが採用されており、一定の評価があること。
・MSCI Inc.は長期にわたり安定した経営基盤があり、指数算出の継続性に問題が無いと想定されること。

## ≪「MSCI ACWI ESG Leaders指数」の算出概要≫

全世界の株式（先進国&新興国）*1：約2,500銘柄

地域別指数の各業種について、時価総額の50%をカバーする企業を抽出し、合計することで指数が算出されます。

MSCI ACWI ESG Leaders指数構成銘柄：約1,100銘柄

*1 MSCI オール・カントリー・ワールド・インデックスの構成銘柄です。
*2 財務的に関連する長期的なESGリスクに対する企業の耐性を測定することをめざして調査・分析が行なわれ、7段階でESG格付けが決定されます。
*3 ESGに深刻な負の影響を与える不祥事に巻き込まれているかを示すスコアです。0から10まであり、0が最も深刻な不祥事になります。

※2026年3月末時点　（出所）　MSCI　Inc.

## ≪ファンドの目的・特色≫

ファンドの目的

・日本を含む世界の株式に投資し、投資成果を MSCI ACWI ESG Leaders 指数（配当込み、円ベース）の動きに連動させることをめざします。

ファンドの特色

・当ファンドの対象インデックスは、「MSCI ACWI ESG Leaders 指数（配当込み、円ベース）」です。

・当ファンドは、インデックスの動きに連動した値動きをめざすインデックスファンドです。

・当ファンドは、費用を低く抑えたファンドです。

● 指数の著作権等について

本ファンドは、MSCI Inc.（「MSCI」）によって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCI は本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。

〔 https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html 〕

## ≪投資リスク≫

●当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。**基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

| | |
|---|---|
| 株価の変動<br>（価格変動リスク・信用リスク） | 株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。<br>新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。 |
| 為替変動リスク | 外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。<br>特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。 |
| カントリー・リスク | 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。<br>新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。 |
| その他 | 解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。 |

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

●当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

●当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

## ≪ファンドの費用≫

### 投資者が直接的に負担する費用

| | 料率等 | 費用の内容 |
|---|---|---|
| 購入時手数料 | 販売会社が別に定める率<br>※徴収している販売会社はありません。 | — |
| 信託財産留保額 | ありません。 | — |

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| | | 料率等 | 費用の内容 |
|---|---|---|---|
| 運用管理費用（信託報酬） | | 年率0.209%（税抜0.19%） | 運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。 |
| | 配分（税抜）（注1） 委託会社 | 年率0.09% | ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。 |
| | 販売会社 | 年率0.08% | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。 |
| | 受託会社 | 年率0.02% | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。 |
| その他の費用・手数料 | | （注2） | 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 |

（注1）「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。
（注2）「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。
※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期間の最初の6か月終了日（休業日の場合翌営業日）および毎計算期末または信託終了時に行なわれます。
※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場投資信託証券は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

## ≪お申込みメモ≫

| | |
|---|---|
| 購入単位 | 最低単位を 1 円単位または 1 口単位として販売会社が定める単位 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額（1 万口当たり） |
| 購入代金 | 販売会社が定める期日までにお支払い下さい。 |
| 換金単位 | 最低単位を 1 口単位として販売会社が定める単位 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額（1 万口当たり） |
| 換金代金 | 原則として換金申込受付日から起算して 5 営業日目からお支払いします。 |
| 申込受付中止日 | ① ニューヨーク証券取引所の休業日<br>② ①のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日<br>（注）申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。 |
| 申込締切時間 | 原則として、午後 3 時 30 分まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの）<br>なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。 |
| 換金制限 | 信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限があります。 |
| 購入・換金申込受付の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入、換金の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた購入、換金の申込みを取消すことがあります。 |
| 繰上償還 | 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）できます。<br>・受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合<br>・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき<br>・やむを得ない事情が発生したとき |
| 収益分配 | 年 1 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。<br>（注）当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。 |
| 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。<br>当ファンドは、NISA の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。<br>※税法が改正された場合等には変更される場合があります。 |

## ≪当資料のお取り扱いにおけるご注意≫

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者のみなさまの実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
- 同じ銘柄名が複数表示される場合、同一銘柄名であっても市場や通貨等が異なる場合があります。また、銘柄名称が長い場合、名称の一部が表記されない場合があります。
- 分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

販売会社等についてのお問い合わせ

▸ 大和アセットマネジメント　フリーダイヤル　0120-106212（営業日の 9:00～17:00）

当社ホームページ

▸ https://www.daiwa-am.co.jp/

## 取扱い販売会社

2026年9月30日　現在

ｉＦｒｅｅ オールカントリー（全世界株式）ＥＳＧインデックス（愛称：未来へつなぐオールカントリー（ミラカン））

| 販売会社名（業態別、50音順）<br>（金融商品取引業者名） | | 登録番号 | 加入協会 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 日本証券業協会 | 一般社団法人資産運用業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |
| 株式会社イオン銀行<br>（委託金融商品取引業者<br>マネックス証券株式会社） | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第633号 | ○ | | | |
| 株式会社SBI新生銀行<br>（委託金融商品取引業者<br>株式会社SBI証券） | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第10号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社SBI新生銀行<br>（委託金融商品取引業者<br>マネックス証券株式会社） | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第10号 | ○ | | ○ | |
| ソニー銀行株式会社 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第578号 | ○ | | ○ | ○ |
| 株式会社千葉銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第39号 | ○ | | ○ | |
| PayPay銀行株式会社 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第624号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社SBI証券 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第44号 | ○ | | ○ | ○ |
| 大和コネクト証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第3186号 | ○ | | | |
| 松井証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第164号 | ○ | | ○ | |
| マネックス証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第165号 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 三菱UFJ　eスマート証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第61号 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| moomoo証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第3335号 | ○ | ○ | | |
| 楽天証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第195号 | ○ | ○ | ○ | ○ |

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。